

議第 12 号議案

所有者不明土地の解消のために必要な施策をさらに講じることを求める
意見書

所有者不明土地の解消のために必要な施策をさらに講じることを求める意見書
を、ふじみ野市議会会議規則第14条第1項の規定により提出します。

令和元年9月19日

提出者 ふじみ野市議会議員

伊 藤 美 枝 子

賛成者 ふじみ野市議会議員

小 高 時 男
塚 越 洋 一
西 和 彦

ふじみ野市議会
議 長 小 林 憲 人 様

所有者不明土地の解消のために必要な施策をさらに講じることを
求める意見書

土地の所有者が死亡した後に相続登記がなされず、持ち主が分からなくなっている土地が全国的に増加しています。所有者不明土地問題研究会（座長・増田寛也東京大学公共政策大学院客員教授）による推計では、所有者不明土地は2016年時点で九州本島より広い約410万ヘクタールに上り、2040年には北海道本島の面積に迫る約720万ヘクタールに達するともいわれています。

所有者不明土地の増加は、公共事業や再開発に向けた用地取得の遅れ、徴税の妨げ、空き地・空き家の管理不全、耕作放棄地の増加など、様々な社会問題の要因になっています。土地が利用できないことによる機会損失や所有者を探す費用、税の滞納などによる経済的損失は、2017年から2040年までの累計で少なくとも約6兆円にのぼるとの推計もあります。

政府においては所有者不明土地の対策に乗り出し、2018年の通常国会において、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法が成立し、2019年6月1日に全面施行されました。これによって、都道府県知事の判断で最長10年間の利用権を設定し、公園や仮設道路、文化施設など公益目的で利用できるようになりましたが、その土地利用は未だ限定的なものとなっています。

所有者不明土地を発生させないためには、相続登記の手続きの簡素化、登録免許税の軽減なども求められます。不動産登記法や民法などの法改正を行い、新たな法体系を構築していくことも急務の課題です。

よって、政府においては、所有者不明土地を抜本的に解決するために、さらに必要な施策を講じるように強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出します。

令和元年 月 日

埼玉県ふじみ野市議会

提出先

内閣総理大臣

総務大臣

財務大臣

国土交通大臣